

令和2年第3回定例教育委員会会議録

1 日程 令和2年12月4日(金)

2 場所 藤井寺市柏原市学校給食センター会議室

3 案件

- 会議録署名委員の指定について
- 前回令和2年第2回定例教育委員会会議録の承認について

(1) 議決事項

議案第3号 藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会の点検・評価に関する報告書の承認について

議案第4号 令和元年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について

(2) 報告事項

報告第5号 令和元年度藤井寺市柏原市学校給食組合歳入歳出決算について

(3) その他

- ・学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの策定について
- ・学校給食費の滞納対策について

4 出席者

教育長	濱崎 徹
委員	藤本 英生
委員	桑野 聡史
委員	山崎 裕行
委員	新子 寿一

5 点検評価員 眞木 優子

6 市教育委員会事務局出席者 藤井寺市教育委員会事務局 教育部理事
柏原市教育委員会事務局 学務課長

7 事務局出席者 給食課長
給食課長代理
給食課給食係長
給食課庶務係長

午後1時50分 委員会開会を宣して日程に入る。

○給食課長代理

みなさま、こんにちは。只今から令和2年第3回定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

それでは、令和2年第3回定例教育委員会会議の開催に先立ちまして、事務局から本日の傍聴者のご報告をさせていただきます。藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会傍聴人規則に基づき公開しておりますが、本日は傍聴希望者がおられませんでした。また教育委員の皆様方におかれましては、全員出席されているということで、会議が成立することを併せてご報告させていただきます。

なお、この会議の内容につきましては、会議録にまとめ公表する予定にしており、録音させていただきますので、ご理解、ご了承をお願いいたします。

続きまして、本日の配布資料のご確認をさせていただきます。令和2年第3回定例教育委員会会議次第、前回第2回定例教育委員会会議録の写し、それから資料No.1からNo.5の資料を付けさせていただきます。不足はございませんか。それでは、濱崎教育長よろしく願いいたします。

○教育長

みなさま、こんにちは。それでは第3回定例教育委員会を始めさせていただきます。

皆さんご存じのように、昨日、府の新型コロナウイルス対策本部会議で感染拡大状況を踏まえて、大阪モデルをレッドステージに引き上げると決定されました。教育活動につきましては、府の教育庁ではレッドステージに移行したとしても、分散登校や短縮授業を行わず、1教室40人の通常の形で教育活動を継続するが、感染対策を徹底するとともに、特定の教育活動を制限するという府立学校の取り組みが示されました。これを基に柏原市・藤井寺市、それぞれ両市で判断し、対応していくことになると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまより案件に入らせていただきます。

本日の案件は、お示ししております次第のとおりでございます。よろしくご審議ご決定を賜りますようお願いいたします。それでは次第に従って進めさせていただきます。本日の会議録の署名委員についてでございますが、桑野委員よろしく願いいたします。

○委員

「はい」の発言

○教育長

続きまして、前回、令和2年第2回定例教育委員会会議の会議録の承認についてでございます。すでにお目通しをいただいていると思いますが、ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

では、承認ということで承ります。続きまして議案第3号「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会点検・評価に関する報告書の承認について」ご審議をお願いいたします。

本日は「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会の点検・評価に関する報告書」の評価を、昨年度に引き続きお願いしております園田学園女子大学短期大学部生活文化学科准教授の眞木優子評価員にご出席いただいております。先生には学識経験者として評価員をお引き受けいただきましたこと、心より感謝いたします。

令和元年度の事務及び事業について、まず教育委員会自らが点検評価を行い、その結果を評価員の眞木先生に客観的なご評価をいただき、今後の教育委員会の取り組みに活かしたいと考えております。眞木先生どうかよろしくをお願いいたします。

○評価員

眞木と申します。よろしくをお願いいたします。

意見に関しまして、資料の22ページ以降に記載しております。まず、施設・設備の老朽化の対応ですが、令和元年度についても調理員の熱中症対策としてスポットクーラーの設置が困難な箇所に空気を循環させる目的で大型扇風機を設置し、調理場内の環境改善を図っていること等、優先度の高い事業を計画的に取り組んでおら

れ調理作業面での安全性や衛生面が一定確保されているものだと考えております。

学校給食の危機管理についてですが、保健所における監視結果では、HACCP管理に基づく点検記録が適切で、作業終了後の清掃も適切であったと評価をいただいていますので問題ないと考えております。ただ、令和元年度におきましてもノロウイルスの陽性者が2名出ております。適切な対応はされておりますが、研修等で家庭や日常生活においても健康管理を行うよう徹底していただきたいと思っております。

保護者・学校・給食センターとの連携ですが、給食主任会では、学校給食における諸問題について意見・情報交換を行っており、令和元年度では、残菜を減らすための取り組みにテーマを絞り、各学校だけでなく他市での有効的な取り組みや工夫を各学校で共有できたということで評価できると思っております。残食が目立つ献立の改善、献立自体の全体重量が適切であるか等、これからも調査していただき、少しでも残食を減らすよう努力していただきたいと思っております。

栄養教諭による「食に関する指導」については、学年ごとに年間指導目標を掲げ、充実した内容で展開されています。特に、令和元年度においては新たな試みとしてブックメニューをテーマとし、物語に登場するメニューを給食献立に採り入れたことは評価できます。児童・生徒が本を読む良い機会となり、食に関する指導と給食とのリンクも出来ている良い取り組みだと思います。新型コロナウイルスの影響で十分な食育が出来ない中、今後このような試みも新たな事業展開として増やしていただきたいと思っております。

地場産物に関してですが、学校給食で活用することは自分が住む地域で栽培される食材を知ることができ、興味を持つことで、地域への親しみや郷土愛が芽生えることが期待できます。食育の一環として国も地産地消を推進しており、今後についても行政負担による地場産物の購入をしていただきたいと思っております。なお、松原市は600万円、大阪狭山市は2,000万円の地場産物の負担をされているとの事です。藤井寺市柏原市学校給食組合では、3年前は60万円、2年前は90万円、今年度は120万円、来年度については145万円を要望したが通らなかったとお聞きしております。滞納給食費も増加していく中、非常に運営も厳しくなっていく一方だと思いますので、是非とも教育の一環として、また、地域の活性化を図るためにも地場産物をしっかりと給食に採り入れることができるよう、これからも予算を拡充していただければと思います。

アレルギーの対応ですが、マニュアル策定に向けて取り組みをされたことは、大変良いことと思っております。策定に関しては、とにかく穴のないマニュアルを策定していただき、それを守るとともに、学校及び保護者として

りと連携をとり、対応していただきたいと思います。

学校給食費の滞納は年々増加しており、特に中学校の滞納が著しいと見受けられます。小学校で滞納していた方が中学校に行って滞納するということですが、誰かが負担して食べています。給食費は少ない金額で賄っている状況なので、栄養面では相当工夫されて管理されていることだと思います。しっかり安定供給できるように、不公平にならないように滞納対策を継続して取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○教育長

先生ありがとうございました。私どもで、点検・評価いたしましたそれぞれの項目につきまして、評価いただく点、推進すべき点、課題を継続して進めていく点等、大変解りやすく、貴重なご意見をいただきました。ありがとうございました。せっかくの機会ですので、皆さん、質問等がございましたらよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、今いただいたご意見を基に、また今後の給食への取り組みを進めてまいりたいと思っております。

それではただいまの議案第3号「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会点検・評価に関する報告書の承認について」皆様のご承認をいただけますでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

ありがとうございました。ただいまご承認をいただきました。

それでは私からお礼を申し上げたいと思います。学校給食の課題につきまして、施設の老朽化や学校給食の危機管理や安全管理、食に関する指導やアレルギー、給食費の滞納など多岐に渡っておりますが、令和元年度の教育委員会の点検・評価に関する報告に沿いながら、ただいまの施策14項目を総括していただきまして貴重なご意見、ご指導を賜りました。改善すべき課題につきましては、積極的に取り組みを今後進めてまいりたいと思います。また、ポストコロナ、アフターコロナを見据えて、急激な社会の変化にも対応できるよう給食組合教育委

員会全体で取り組みを強化してまいりたいと考えております。今後ともご指導よろしくお願いたします。ありがとうございました。

評価員の眞木先生におかれましては、この後に所要があるとお伺いしております。これをもってご退席をいただくということでよろしいでしょうか。眞木先生、本日はありがとうございました。

○評価員

ありがとうございました。

○教育長

それでは引き続き進行させていただきます。

続きまして、議案第4号「令和元年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について」資料2でございます。事務局より説明をお願いします。

○給食課給食係長

それでは、議案第4号「令和元年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について」ご説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料2「会計決算報告書第49期」の表紙をおめくりください。左側には「藤井寺市柏原市学校給食会事業報告書」を記載しております。右側のページをご覧ください。令和元年度の会計決算につきましては、令和2年9月4日に会計監査を受けまして、全て正確にして相違ないことを認めていただきました。1ページの「収支計算書」から説明させていただきます。

まず、「収入の部」から説明いたします。「給食事業収入」としまして、4億3,860万8,424円でございます。内訳の給食費収入は、給食のない8月と臨時休校となった3月は給食費を徴収しておりませんので、10カ月分の給食費の合計となっており、4ページに「給食事業収入明細書」を付けております。

次に、「給食事業外収入」ですが、9万1,248円でございます。

次の「学校給食費負担金」190万2,785円でございますが、2月分まで、各保護者の方からいただきま

した給食費の総収入から食材料の購入に使用しました費用を差し引きしますと、190万2,785円のマイナスとなっております。これは、給食回数が多い月も少ない月も収入の給食費は定額で納入されるのに対して、支出の食材料費は、月の給食回数に大きく左右されるためです。3月は、給食回数が少ない月となっていることから、3月末での収支均衡を目指して、献立を計画しておりましたが、不測の事態による休校措置となり、マイナスが生じる結果となったものでございます。

この不足額につきましては、本来であれば、児童生徒の保護者に負担を求めるべきものではありませんが、諸事情を鑑み、両市の理解をいただきましたので、公費により不足額の全額を負担したものでございます。

以上の「給食事業収入」と「給食事業外収入」並びに「学校給食費負担金」の合計4億4,060万2,457円が、令和元年度の収入でございます。

続きまして、右側の「支出の部」ですが、「給食事業費用」としまして、4億4,041万1,927円でございます。5ページに「給食材料費明細書」を付けております。

次の「給食事業外費用」ですが、19万530円でございます。6ページに「給食事業外費用明細書」を付けております。

以上、収入の合計から支出の合計を差引しますと、当期末処理剰余金は0円となるものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

「貸借対照表」でございます。左側の「資産の部」ですが、「現金預金」としまして、82万9,357円でございます。7ページに「現金預金明細書」を付けております。「未収金」ですが、262万480円でございます。各学校から給食会への給食費の納入については、ご家庭から学校に入金された金額だけを振り込むこととなっております。また入金されていない学校が管理している金額でございます。次の「立替金」ですが、373万6,388円でございます。給食費を4ヶ月以上滞納している保護者については、給食費の回収事務が、学校から給食会に移管され、滞納給食費も給食会で一時立て替えることとなります。以上、「資産の部」合計で718万6,225円となっております。

続きまして、右側の「負債の部」ですが、「未払金」として222万7,914円でございます。8ページに「未払金明細書」を付けております。この未払金は、大阪府学校給食会から購入している2月分の調味料等の購入代金でございます。2月分の支払は、本来翌月払いとなっておりますが、給食会口座の残高不足により、支払うこ

とができず、未払金が発生しております。この未払金につきましては、今年度6月分の給食費収入により、7月に支払いが完了しております。

次の「前期繰越剰余金」ですが、495万8,311円となっております。先程、説明いたしました当期の剰余額が、0円となり、これらを合計しまして、負債の部の合計が718万6,225円となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。「剰余金処分計算書」を付けております。「1. 前期繰越剰余金」が、495万8,311円、「2. 当期末処理剰余金」が、0円、これらを足しました、495万8,311円を、次期繰越剰余金として処分させていただきたいと考えております。

ただし、この決算書では、令和2年度への繰越剰余金が495万8,311円となっておりますが、実質のキャッシュベースでは、令和元年度末時点で、学校が管理しておられる給食費の未収金が262万480円と給食会へ移管されている給食費の滞納額が373万6,388円となっており、併せて、635万6,868円が未収であることから、給食会残高がマイナス140万円程度となっている状況でございます。このような状況から給食物資の翌月支払いが出来ない状況が年に数回発生しているだけではなく、今後、異常気象等の影響により野菜や魚介類が高騰した場合に対応できなくなることを危惧しているところでございます。

なお、この「給食会決算認定及び当期末処理金の処分について」は、10月27日に開催されました第2回給食会理事会におきまして報告し、了承をいただきました。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくをお願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。全般にわたり何かご意見ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○濱崎教育長

それではただいまの議案第4号「令和元年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について」皆様のご承認をいただけますでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

ありがとうございました。これで議案は終わりましたので「(2) 報告事項」にまいります。第5号「令和元年度藤井寺市柏原市学校給食組合歳入歳出決算について」事務局よろしくお願ひします。

○給食課庶務係長

それでは、歳入歳出決算についてご説明させていただきます。お手元の資料3「令和元年度藤井寺市柏原市学校給食組合歳入歳出決算書」をご覧ください。この歳入歳出決算につきましては、11月12日開催の組合議会第2回定例会におきまして認定をいただいております。表紙をお開きください。令和元年度の決算につきましては、令和2年7月14日に監査を受けまして「歳入歳出決算審査意見書」をいただいております。

こちらの意見書の中央、「1. 令和元年度の歳入歳出決算」をご覧ください。歳入決算額が6億4,852万390円、歳出決算額が6億4,059万9,781円、歳入歳出差引額の792万609円は翌年度へ繰越としております。

1ページめくっていただきまして、歳入の分担金は6億4,467万1,000円でございます。平成30年度と比較いたしまして807万9,000円の増となっております。これは退職手当の増及び新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月について、小中学校の臨時休業に伴い給食が中止となり、給食費の徴収ができなかったことにより、教育費の負担金補助及び交付金の学校給食負担金が皆増となったことが主な要因でございます。

1ページ戻っていただきまして、歳出につきましては、教育費の教育総務費の決算額は4億6,205万2,129円でございます。この金額につきましては、組合全体の歳出合計6億4,059万9,781円のうちの

約72パーセントを占めております。内訳につきましては、あとの(7)ページから(9)ページに記載しております。

2ページめくっていただきまして、歳出の③教育費につきまして、記載しております。教育総務費の減は、主に事務局費の減であり、需用費のうち、修繕料の大規模な補修が発生しなかったことから、減となり、また、備品購入費が減となったことが主な要因となっております。退職手当以外のパート調理員雇用賃金を含めた人件費総額は令和元年度が3億1,644万4,898円、平成30年度が3億1,625万1,984円となっておりまして、19万2,914円の増でございます。退職手当につきましては令和元年度の退職者は2名の4,096万132円、平成30年度は退職者が3名の5,621万4,603円となっておりまして、1,525万4,471円の減でございます。

需要費は令和元年度が1,769万992円、平成30年度が1,921万1,131円となっておりまして、152万139円の減でございます。こちらにつきましては、修繕料の減が主な要因でございます。

役務費は令和元年度が91万8,130円、平成30年度が133万7,386円となっておりまして、41万9,256円の減でございます。こちらにつきましては、広告料は皆増となりましたが、食品検査手数料が減となり、異物同定検査や残留農薬検査等が皆減となったことが主な要因でございます。

委託料は令和元年度が8,329万5,812円、平成30年度が7,915万3,308円となっておりまして、414万2,504円の増でございます。こちらにつきましては、耐震診断調査業務委託料の皆増が主な要因でございます。

備品購入費は令和元年度が49万536円、平成30年度が1,661万3,791円となっておりまして、1,612万3,255円の減でございます。こちらにつきましては、平成30年度は連続式揚物機1台の買い替え及びスポットクーラー2台の設置を行いました。令和元年度においては高額な機器等を購入していないことが主な要因でございます。

以上、簡単ではございますが令和元年度歳入歳出決算のご報告とさせていただきます。

○教育長

ありがとうございました。過日、組合議会において認定をいただいたということについての報告がありました。特にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは報告を終わらせていただきます。続いて「(3) その他」の「学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの策定について」事務局、説明をお願いします。

○給食課長代理

それでは学校給食における食物アレルギー対応マニュアル(案)についてご説明させていただきます。資料4、学校給食における食物アレルギー対応マニュアル(案)をご覧ください。

食物アレルギー対応につきましては、今回お示ししている本マニュアル(案)以上のハイレベルな取り組みを既に行っておられる学校もございますが、両市の25校すべてで対応の流れや方法について取り組むマニュアルの策定に向け、両市の市教委や校長代表、養護教諭代表等の幅広い立場の方々と検討会を立ち上げ、協議を重ねてまいりました。

なお、食物アレルギー対応は、大変重要な課題となりますことから、学校現場のご意見をいただき、慎重に検討を重ねながらも令和3年度からの適用を目指し、内容を学校給食に限定して進めてまいりました。

只今から、内容を要約のうえ、説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、左側には、「はじめに」といたしまして、マニュアル策定の要旨を記載しております。右側には「目次」を付けております。

1枚めくっていただきまして、1ページには、1. 食物アレルギーについて「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を参考に、食物アレルギーの定義や症状等を記載しております。

2ページには、基本方針といたしまして、食物アレルギーを有する児童生徒が、他の児童生徒と同じように給食を楽しめるよう目指すと共に児童生徒の視点に立ったアレルギー対応に努めるとしております。

次の食物アレルギーの原因食品としましては、食品表示法において、食品表示が義務付けされている7品目と表示が推奨されている21品目の計28品目を記載しております。

3ページをお開きください。2. 藤井寺市、柏原市での学校給食における食物アレルギー対応といたしまして、当給食組合が提供する学校給食においては、施設設備上、除去食を提供することはできませんが、食物アレルギー調査票と学校生活管理指導表の活用を図り、医学的な根拠に基づき、食物アレルギー対応献立表を用いて、食物アレルギー原因食品の情報を保護者・学校へ提供し、安心して給食を食べることができる体制を構築するとしております。

3. 学校給食における食物アレルギー対応フローでは、アレルギー対応の流れを記載しており、1. 学校が両市教委の作成した食物アレルギーに関する調査票を用いて、食物アレルギーを有する児童生徒を把握する。なお、新1年生や転入生には、各校で保護者説明用資料を配布するとしております。2. 保護者が学校給食における食物アレルギー対応について、面談を希望された場合は、学校生活管理指導表を用いての三者面談の実施、3. 面談の結果、食物アレルギー対応を実施する必要がある場合の食物アレルギー対応献立表送付の流れ、4. 原因食品が減少した場合の解除の流れとしまして、申請書の提出と受領書の送付等を記載しております。

4ページには、4. 留意事項としまして、1. 「少しだけ食べる」という対応は行わないこと、2. 当給食センターで使用しない食品を明瞭化することとしまして、下記に記載の13品目を挙げております。

また、学校給食で使用する加工食品につきましては、食品の原材料情報を給食組合のホームページで令和3年度から公開することや食物アレルギーに関する個人情報を保護者、学校、組合教委で共有することを記載しております。5. 学校給食における食物アレルギー対応各種様式としまして、次ページ以降に、様式1.学校生活管理指導表、様式2.学校給食における食物アレルギー面談記録表兼確認書、様式3.学校給食における食物アレルギー対応原因食品解除申請書、様式4.学校給食における食物アレルギー対応原因食品解除申請受領書、様式5.食物アレルギーについての保護者説明用資料を添付しております。

なお、それぞれの様式において、保護者、学校、組合教委のどこが原本を保管し、どこが写しを保管するのかがひと目で解るように表にしております。

また、対応の過程におきましては、文書化を基本とし、関係機関において情報を共有することで、食物アレルギー事故の未然防止をより一層図れるものと考えております。

11ページの保護者説明用資料につきましては、食物アレルギー対応マニュアルが策定されましたら、全校児童生徒の保護者に配布し、周知する必要があると考えております。

本マニュアル（案）につきましては、10月27日に開催されました給食会理事会におきまして、了承をいただいておりますので、本日、皆さまのご承認をいただければ、このマニュアルを本日付で策定し、令和3年度4月から適用したいと考えております。

なお、今後も最新の情報やガイドライン等の改訂に留意し、必要があれば、精度をより一層高めるマニュアル改訂を行うことが、アレルギー疾患のある児童生徒の安心安全な学校生活につながるものと考えております。以上、簡単な説明でございますが、よろしくお願いいたします。

○教育長

この件につきまして、ご質問等があればよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは「学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの策定について」承認ということでよろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

ありがとうございました。引き続き、「(3) その他」の「学校給食費の滞納対策について」事務局、説明をお願いします。

○給食課庶務係長

それでは学校給食費の滞納対策についてご説明させていただきます。資料No.5、令和2年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等(案)についてご覧ください。

今年度の法的措置の実施基準等につきましても、学校給食費の滞納の状況、対策等を総合的に勘案し、原則として「平成29年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等」に基づき、平成30年度及び令和元年度と同基準で実施をできればと考えております。

法的措置を実施するにあたっては、公平、公正であることを原則としておりますが、現実的に回収が困難な状況にある場合は、可能な状況になった時点で実施するとしております。このことを踏まえ、法的措置を実施する対象の保護者及び債権の基準は、学校給食会の事務局である組合教育委員会に移管された債権であり、居所が不明でないこと。現に生活保護や就学援助の適用を受けていないこと。また、債権が消滅時効期間内であり、滞納している学校給食費について、一部の返済もなく、概ね2万円以上であることの基準をすべて満たすものとしております。

なお、令和2年4月1日に施行された改正後民法において、消滅時効制度が変更され、学校給食費については、令和2年4月1日以降に発生する債権が5年となっておりますことから、当組合の消滅時効期間の考え方も令和2年3月31日以前の債権債務は2年、令和2年4月1日以降の債権債務は5年としております。

法的措置を同基準により実施しますと、対象者は支払い状況等により、日々変化しますが、現在のところ6～7件となり、昨年度より増える見込みでございます。滞納抑制の取り組みを継続し、適正な給食運営を図ってきたいと考えております。

法的措置の対象者となりうる可能性がある保護者には、できるだけ丁寧な対応を心掛け、何とか話し合いの場を設けようと、10月上旬より複数回の自宅訪問を重ね、不在の場合には訪問不在票等を郵便受けに投函し、コンタクトを試みております。その際に、生活状況などの確認も実施しております。

なお、訪問したことにより、保護者の方と直接お話しすることができ、誓約書を提出していただいたり、後日、電話で支払いの意思をみせていただき、約束の期日までに全額の入金があった事例もございますので、訪問による効果は非常に大きいと考えております。

また、これらの過程におきましては、学校と密に連絡をとり、状況の把握に努め、学校と保護者、また児童生徒と学校の繋がりに細心の注意と配慮をしながら、慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上、学校給食費滞納対策についてご報告させていただきました。

○教育長

この件につきまして、ご質問等があればよろしくお願いたします。

○委員

食物アレルギー、給食費滞納についても、果敢に対応していただきありがとうございます。二点ほどご質問させていただきます。

一つ目は先ほどの説明で新型コロナウイルスの影響で3月分の給食費は徴収しなかったとありましたが、今年度については、4月、5月と臨時休業があり、6月は簡易給食から始まりました。また8月も給食があったということで、新型コロナウイルスの影響で変則的になりました。4月以降の保護者からの給食費の徴収等についてお聞かせください。もう一点は給食費滞納の説明の中で、生活保護や就学援助を受給している保護者への配慮という言葉が出てきています。これは学校給食組合にお聞きするのか、もしくは市教育委員会にお聞きするほうが良いのかもしれませんが、生活保護や就学援助を受けている保護者については、生活保護や就学援助のお金を振り込む前に給食費を引いて支給しているのか、それとも保護者に振り込みをして、保護者から払っていただいているのか、このことについて説明をお願いします。

○給食課長代理

二点目から説明させていただきます。

給食費の生活保護と就学援助の件ですが、現状、生活保護や就学援助を受けられている方に滞納給食費は発生

しておりません。給食費は学校長口座に直接振り込まれます。

ただし、例えば前年度について、生活保護も就学援助も受けておらず1年間給食費を滞納していたという事実があったとして、今年度に生活保護や就学援助に認定された場合は、今年度分についての滞納給食費はありませんが、前年度の分については支払っていただかないといけません。しかしながら、現在、生活保護や就学援助を受けておられるのであれば、生活が困窮されておられると思いますので、現在を受けておられる方については、過去の滞納給食費について、法的措置を実施することに一定の配慮をするというものです。配慮をして前年度分を支払ってもらわなくてもいいというものではなく、生活保護を抜けられた、あるいは就学援助が終わられた際に改めて法的措置を含めたアプローチをかけさせていただくという意味の配慮であります。

一点目の給食費の徴収についてですが、今年度の4月、5月については一度も給食を実施しておりませんので、給食費を徴収しておりません。6月から簡易給食から段階的に給食を実施いたしましたが、今年度は7月末まで給食を実施したということと、8月の盆明けから給食を実施したということもあり、給食費につきましては、例年ですと4月から3月まで8月を除き11ヶ月分をいただくのですが、今年度につきましてはこのまま臨時休業等がなければ、4月、5月を除き、8月を加えた3月末までの年間10ヶ月分を定額でいただく予定となっております。

○委員

10ヶ月分徴収するわけですね。

○給食課長代理

はい。今年度の年間給食回数で言いますと164回、4月、5月の給食は実施しておりませんが、先程申し上げたとおり、7月は給食回数を増やし、8月についてもお盆明けから給食を開始しております。8月の給食回数は少ないですが、定額の給食費をいただかないと食材料費に不足が生じることから、6月から3月まで8月を含め10ヶ月分を徴収するものです。

このまま計画通りに3月末まで実施いたしますと、ひと月あたり4,150円の給食費であればおよそ1日当たり250円程度となり、基準通りの栄養価を確保した給食を提供することが可能となりますので、3月の最後

の段階で、給食費の減額や増額を実施することなく、今年度の給食が終了できると考えております。

○教育長

よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○教育長

他にご意見等ございますか。それでは「令和2年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等」について承認してよろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

ありがとうございました。

以上をもって本日予定の案件がすべて終了しました。円滑な審議にご協力いただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和2年第3回定例教育委員会会議を終了させていただきます。

会議事項が終了したので、閉会する。

午後2時40分